

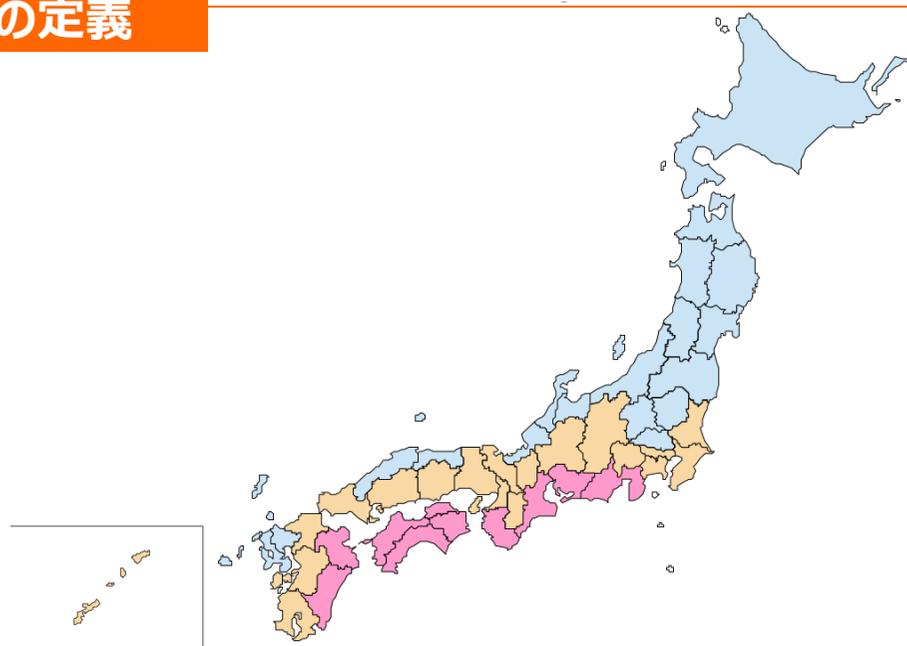
南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプランの概要

本アクションプランの主な特徴

- **重点受援県と即時応援道県等※との組合せをあらかじめ決定**しておくことにより、南海トラフ地震発生後**速やかに応援職員を派遣**する。
- 本アクションプランの実効性を確保するため、**重点受援県と即時応援道県等との間で、平時から定期的な意見交換、研修、現地視察など「顔の見える関係」の構築**を行う。
- 即時応援道県等の応援体制について、基本的な編成を示す。
- 半割れ、一部割れなど後発地震が発生する可能性がある場合の対応をあらかじめ決定。
- 「応急対策職員派遣制度に関する要綱」の特例として定めるもの。

※ 重点受援県及び即時応援道県等については下記参照

用語の定義



● 重点受援県（10県）

南海トラフ地震発生時において**主として応援を受ける県（静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県及び宮崎県の10県）**をいう。

● 即時応援道県等（18道県、4指定都市）

重点受援県を除く都道府県及び指定都市のうち、被害確認後応援都府県等を除く道県及びこれらの道県内の指定都市をいう。

● 被害確認後応援都府県等（19都府県、13指定都市）

重点受援県を除く都道府県及び指定都市のうち、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年7月26日法律第92号）第3条第1項に基づき指定されている南海トラフ地震防災対策推進地域を含む都府県及びこれらの都府県内の指定都市をいう。

重点受援県と即時応援道県等との組合せ

重点受援県	即時応援県 (基本となる組合せ)	基本となる組合せ以外の即時応援県・指定都市			
		岩手県	仙台市	山形県	さいたま市
静岡県	富山県	青森県	宮城県		
愛知県	福島県	新潟県			
三重県	福井県				
和歌山県	埼玉県				
徳島県	鳥取県	新潟市			
香川県	栃木県				
愛媛県	群馬県				
高知県	島根県	秋田県			
大分県	佐賀県				
宮崎県	長崎県				

注1 重点受援県は指定都市を含む県を一単位とし、即時応援道県等は道県及び指定都市をそれぞれ一単位とする。

注2 北海道及び札幌市は、全国の被災状況に応じて柔軟に割り当てることができるよう即時応援県等から除外している。

注3 石川県は、現在復旧・復興途上にあるため除外している。なお、復旧・復興が進捗し、応援可能な状態となった後は、北海道及び札幌市と同様に、全国の被災状況に応じて柔軟に割り当てることができる位置づけとする。

注4 管内に指定都市が存在する重点受援県（静岡県、愛知県）に対しては、少なくとも1団体以上の即時応援指定都市を組み合わせている。

南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプランの概要

本アクションプランの適用基準

本アクションプランは、発生した地震の震央地名が、下表に示す南海トラフ地震の想定震源断層域と重なる地名のいずれかに該当し、かつ次のいずれかの条件を満たす場合に適用する。

【震央地名一覧】

想定震源断層域と重なる震央地名					
中部 地方	山梨県沖・西部	長野県南部	静岡県東部	静岡県中部	静岡県西部
	駿河湾	駿河湾南方沖	新島・神津島近海	愛知県東部	愛知県西部
	遠州灘	三河湾	岐阜県美濃東部	三重県北部	三重県中部
	三重県南部	伊勢湾	三重県南東沖		
近畿 地方	和歌山県北部	和歌山県南部	和歌山県南方沖	紀伊水道	奈良県
	淡路島付近	播磨灘			
四国・ 九州	徳島県北部	徳島県南部	香川県東部	香川県西部	瀬戸内海中部
	愛媛県東予	愛媛県中予	愛媛県南予	伊予灘	豊後水道
	高知県東部	高知県中部	高知県西部	土佐湾	四国沖
	大分県南部	宮崎県北部平野部	日向灘	九州地方南東沖	

(1) 発生した地震により中部地方、近畿地方及び四国・九州地方の3地域のいずれにおいても、震度6強以上が観測された場合又は大津波警報が発表された場合

【各地方の都道府県分類】

- 中部地方：山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
- 近畿地方：兵庫県、奈良県、和歌山県
- 四国・九州地方：徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県

(2) 発生した地震がマグニチュード8.0以上の場合（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される可能性がある場合）

上記の条件を満たす地震が発生した場合のほか、総務省が判断した場合に適用。

※ 本アクションプランの適用基準は、南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプランのものと同一。緊援隊アクションプランが適用されることとなった場合には、本アクションプランも自動的に適用。

本アクションプランの実効性確保のための取組（例示）

1 重点受援県と即時応援道県等との間における平時からの取組

- ・「南海トラフ地震現地調整会議準備会」の開催による**定期的な意見交換、研修、訓練、勉強会等の実施**。
- ・支援対象業務の確認（避難所運営、罹災証明関係以外）、**オンラインによる遠隔支援の検討、実証等**。
- ・重点受援県及び即時応援道県等がそれぞれあらかじめ用意しておくべき**装備、物資等の検討**。
- ・被災地域ブロック幹事都道府県との役割分担
- ・**重点受援県内の現地視察**（県庁、管内市区町村の役場、指定避難所、公共施設、主要道路等）。
- ・重点受援県の県庁から**管内市区町村への進出経路、交通手段等の検討**。等

2 重点受援県における平時からの取組

- ・管内市区町村との**定期的な意見交換、研修、訓練、勉強会等の実施**。
- ・重点受援県及び管内市区町村における**受援体制の構築**（南海トラフ地震アクションプランを踏まえた受援計画の見直し、改善等）。
- ・応援職員、ボランティア、事業者等の**活動拠点や宿泊拠点となり得る県内の公共施設、ホテル、民宿等の把握、リスト化及び即時応援道県等への共有**。
- ・**地域GADM等の育成及び登録の促進**。
- ・被害想定に基づく管内市区町村の**応援ニーズの推計**、即時応援道県等への共有等。
- ・県内応援の可能性の検討。
- ・管内市区町村が締結している**個別の災害時相互応援協定等の把握及び発災時における応援元の市区町村の対応方針の確認**。等

3 即時応援道県等における平時からの取組

- ・管内市区町村との**定期的な意見交換、研修、訓練、勉強会等の実施**。
- ・**受援体制の構築**（南海トラフ地震アクションプランを踏まえた応援計画の見直し、改善等）。
- ・重点受援県に派遣する**総括支援チーム及び情報連絡員の事前のリスト化**（優先順位付け）。
- ・**GADM（管内市区町村の職員含む）の育成及び登録の促進**。
- ・即時応援道県等から**重点受援県への進出経路の確認**。
- ・管内市区町村が締結している**個別の災害時相互応援協定の把握及び発災時における管内市区町村の対応方針の確認**。等